

# 奈良市住居確保給付金（家賃補助）のご案内

## 1. 住居確保給付金（家賃補助）とは

離職、廃業又は休業等での収入減少により、経済的に困窮し、住宅を失った方や住宅を失うおそれのある方に対し、家賃相当分の給付金を支給し、住宅の確保と就職に向けた支援を行います。

## 2. 対象者（概要）

次の①～⑦の全てに該当する方

①住宅を失った、または失うおそれがある。

②**離職、廃業**の日から2年以内（疾病、負傷、育児等により30日以上求職活動を行うことができなかった場合は最長4年以内）、又は**休業等により収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況**にある。

③離職等の日において世帯の生計を主に維持していた、またはやむを得ない休業の場合は申請日の属する月において世帯の生計を主に維持している。

④ハローワークに求職申込を行い、求職活動を行う、または行っている。（個人事業主については例外有。別途「5. 求職活動等」参照）

⑤申請者の世帯の収入の合計が、**収入基準額以下**である（※1）。

⑥申請者の世帯の**金融資産の合計が、一定額以下**である（※2）。

⑦申請者及び世帯員が暴力団員でない。

⑧自治体等が実施する離職者等への住居の確保を目的とした類似の給付等を申請者及び世帯員が受けていない。

※1 収入基準額について

○ 考え方：収入基準額 = 基準額 + 家賃（上限あり）

（例1）単身世帯で、家賃額が3.0万円の場合

8.9万円 + 3.0万円 = 11.9万円

（例2）単身世帯で、家賃額が5.0万円の場合

8.9万円 + 3.8万円 = 12.7万円

| 世帯員数 | 収入基準額（申請日の属する月における月額）       | （参考）上限額 |
|------|-----------------------------|---------|
| 単身世帯 | 基準額 8.9万円 + 家賃額（上限3.8万円）以下  | 12.7万円  |
| 2人世帯 | 基準額 13.1万円 + 家賃額（上限4.6万円）以下 | 17.7万円  |
| 3人世帯 | 基準額 15.7万円 + 家賃額（上限4.9万円）以下 | 20.6万円  |
| 4人世帯 | 基準額 19.4万円 + 家賃額（上限4.9万円）以下 | 24.3万円  |
| 5人世帯 | 基準額 23.2万円 + 家賃額（上限4.9万円）以下 | 28.1万円  |
| 6人世帯 | 基準額 26.9万円 + 家賃額（上限5.3万円）以下 | 32.2万円  |
| 7人世帯 | 基準額 30.6万円 + 家賃額（上限5.9万円）以下 | 36.5万円  |

※2 金融資産の額

○ 考え方：金融資産の基準額 = 基準額 × 6 （ただし100万円を超えないものとする）

| 世帯員数   | 金融資産の基準額                  |
|--------|---------------------------|
| 単身世帯   | 基準額 8.9万円 × 6 = 53.4万円以下  |
| 2人世帯   | 基準額 13.1万円 × 6 = 78.6万円以下 |
| 3人世帯   | 基準額 15.7万円 × 6 = 94.2万円以下 |
| 4人世帯以上 | 100万円以下                   |

## 3. 支給期間

原則3か月（一定の条件を満たせば、最大9か月まで受給できます。）

#### 4. 支給方法・支給額

##### ① 支給方法

原則、奈良市から賃貸住宅の貸主等に直接振り込みます。

##### ② 支給額 家賃相当額（下表の額を上限とする。）

| 世帯員数   | 上限額    |
|--------|--------|
| 単身世帯   | 3. 8万円 |
| 2人世帯   | 4. 6万円 |
| 3～5人世帯 | 4. 9万円 |
| 6人世帯   | 5. 3万円 |
| 7人世帯以上 | 5. 9万円 |

※ ただし、世帯の収入が、「2. 対象者（概要）※1」の「基準額」（単身世帯で8. 9万円）を超える方は、以下の方法で算出した額が支給額となります。

○ 支給額 = 基準額 + 実際の家賃額 - 世帯収入額

（例）単身者で家賃額5. 0万円、収入が11. 0万円の場合

支給額 = 8. 9万円 + 5万円 - 11万円  
= 2. 9万円

上限額は②のとおり

#### 5. 求職活動等

申請時及び支給期間中の求職活動等に関する要件は以下のとおりです。

##### ①離職・廃業中の方及び被雇用者で減収されている方等

|                     |                       |
|---------------------|-----------------------|
| ハローワーク等（*）への求職申込    | 支給申請時必須               |
| ハローワーク等での職業相談       | 月2回以上                 |
| 企業等への応募・面接          | 週1回以上                 |
| くらしとしごとサポートセンターでの面談 | 月4回以上（うち1回は対面相談であること） |
| 支援プランに沿った活動         | 必須                    |

\*ハローワークのほか、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口も対象です。

##### ②個人事業主で減収している方で、経営改善の意欲がある方（※）

|                     |                       |
|---------------------|-----------------------|
| 経営相談先（*）への経営相談申込    | 支給申請時必須               |
| 経営相談                | 原則月1回以上               |
| 経営相談先の助言に基づく取組      | 月1回以上                 |
| くらしとしごとサポートセンターでの面談 | 月4回以上（うち1回は対面相談であること） |
| 支援プランに沿った活動         | 必須                    |

※経営相談先でハローワーク等での求職活動を行うことが適当と判断された場合は①の求職活動を行っていただきます。

※再延長申請時には①の求職活動を行っていただきます。

\*経営相談先

奈良県よろず支援拠点、奈良商工会議所、奈良県商工会連合会、奈良県地域産業振興センター

#### 6. その他

- 虚偽の申請等により、給付金を不適正に受給した場合、過支給分の返還を求めるとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止することとなります。

#### 7. 相談・申請先

奈良市くらしとしごとサポートセンター

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

TEL：0120-372-310

受付時間：午前9時00分から午後5時00分まで（土日祝、年末年始を除く）